

◎ 建築士法の一部を改正する法律案 新旧対照表
 ○ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務（第十八条―第二十二條の三）</p> <p>第四章の二 設計受託契約等（第二十二條の三の二―第二十二條の三の四）</p> <p>第五章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 この法律で「建築設備士」とは、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者をいう。</p> <p>6～10（略）</p> <p>（免許の登録）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務（第十八条―第二十二條の三）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（新設）</p> <p>5～9（略）</p> <p>（免許の登録）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p>

監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。

一 第二十二條の三の三第一項各号に掲げる事項

(削除)

(削除)

二 前号に掲げるもののほか、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する事項で国土交通省令で定めるものの

2 (略)

(保険契約の締結等)

第二十四條の九 建築士事務所の開設者は、設計等の業務に關し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(業務の報酬)

第二十五條 国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に關して請求することのできる報

監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 設計又は工事監理の種類及び内容（前号に掲げる事項を除く。）

三 設計又は工事監理の実施の期間及び方法（第一号に掲げる事項を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する事項で国土交通省令で定めるもの

2 (略)

(新設)

(業務の報酬)

第二十五條 国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に關して請求することのできる報